申　立　書

　　年　　月　　日

鳥羽市長　　殿

（所有者）　住所　：

　　　　　　　　　　　氏名　：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　このたび、私が新築または取得しました下記の家屋は、現在のところ未入居の状態にありますが、自己の居住の用に供するものに相違ありません。

　なお、証明書交付後、この申立書に虚偽があることが判明した場合には証明を取り消され、所轄官署から税の追徴を受けても異議ありません。

記

1. 家屋の表示　：

（所 在 地）　鳥羽市

（家屋番号）

1. 入居予定日　：

　　　　年　　月　　日

1. 現在の家屋の処分方法　：

持家　　持家以外

（処分方法）

1. 入居が登記の後になる理由

当該家屋の取得（建築）資金を借りるべく抵当権の設定を急ぐため

その他